

市外へ引越しされる皆様へ

- ・ 転入届は、新しい住所地に引越しされてから14日以内に行ってください。
※ 正当な理由がなく14日以内にお届けをされない場合は、過料が科される場合があります。
- ・ 転入届に必要なものは、新しい住所地の役所へお問い合わせください。

手続が必要な方	城東区での手続	新しい住所地での手続
印鑑登録をされている方	城東区の印鑑登録は廃止になります。なお、予定転出の場合、予定日の前日までは証明書の発行が可能（印鑑登録証が必要）です。	新しく印鑑登録申請を行ってください。
住民基本台帳カード 個人番号カード をお持ちの方	海外に転出される場合は、各カードをご持参ください。 条件を満たしているカードは新住所地で引き続きご使用いただけます。 (詳細は裏面へ) 1階 13番 窓口サービス課(住民情報) 電話 6930-9963	転入手続きをする際に、住民基本台帳カード又は個人番号カードをご持参の上、継続利用の申請を行ってください。
国民健康保険に加入されている方	国民健康保険証をご持参のうえ、国民健康保険喪失の手続きを行ってください。なお、70歳～74歳の方は高齢受給者証もご持参ください。 1階 15番 窓口サービス課(保険年金:保険) 電話 6930-9956	国民健康保険に加入される方は、新しい住所地の役所で新たに手続きが必要です。詳しくは、転入手続の時にお聞きください。
後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は、負担区分証明書をお渡します。転入届と同時に新しい住所地の役所へ提出してください。 ※なお、大阪府下へ転出される方は、負担区分証明書は不要です。 詳しくは、窓口サービス課（保険年金:保険）へお問い合わせください。 1階 15番 窓口サービス課(保険年金:保険) 電話 6930-9956	後期高齢者医療被保険者証の手続きを行ってください。(負担区分証明書を提出してください。) 詳しくは、新しい住所地の役所へお問い合わせください。
国民年金に加入されている方	海外出国される方は、国民年金脱退・任意加入の手続きを行ってください。 1階 15番 窓口サービス課(保険年金:保険) 電話 6930-9956	市外転出(国内)される方は、年金の住所変更手続きが必要な場合があります。詳しくは新しい住所地の役所へお問い合わせください。
各種医療証をお持ちの方	各医療証をお持ちの方は、返還してください。 詳しくは、保健福祉課(子育て教育)へお問合せください。 3階 34番 保健福祉課(子育て教育) 電話 6930-9065	子ども医療証等、各種医療証をお持ちの方は、新しい住所地の役所で手続きを行ってください。 詳しくは、新しい住所地の役所へお問い合わせください。
	肝炎治療受給者証をお持ちの方は返還してください。 2階 21番 保健福祉課(保健) 電話 6930-9882	
公害医療手帳をお持ちの方	保健福祉課（保健）にご連絡ください。 2階 21番 保健福祉課(保健) 電話 6930-9882	新しい住所地によっては、認定都道府県を変更する場合があります。

裏面もご覧ください

児童手当・児童扶養手当を受給しておられる方	住民異動届と同時に児童手当・児童扶養手当の手続きが必要です。 3階 34番 保健福祉課(子育て教育) 電話 6930-9065	当区役所に提出された住民異動届の転出予定日から15日以内に新しい住所地の役所の児童手当担当で手続きを行ってください。詳しくは、新しい住所地の役所の児童手当担当にお問い合わせください。
緊急通報システムをお持ちの方	緊急通報システムを返還してください。 1階 17番 介護保険・高齢 電話 6930-9063	市町村により同様の制度がある場合がありますので、新しい住所地の役所へお問い合わせください。
敬老優待乗車証・交通割引証等をお持ちの方	交通割引証・タクシー券等を返還してください。 1階 18番 障がい 電話 6930-9857 敬老優待乗車証 1階 17番 介護保険・高齢 電話 6930-9063	市町村により同様の制度がある場合がありますので、新しい住所地の役所へお問い合わせください。
乳幼児がおられる方	乳幼児健診(3歳児健診まで)が済んでおられない方は、保健福祉(保健)にご連絡ください。 2階 21番 保健福祉課(保健) 電話 6930-9882	乳幼児健診(3歳児健診まで)や予防接種が済んでおられない方は、新しい住所地の役所へお問い合わせ下さい。 (大阪市の予防接種手帳は、他市町村では使用できません。)
現在、妊娠中の方	保健福祉課(保健)にご連絡ください。 2階 21番 保健福祉課(保健) 電話 6930-9882	妊娠週数に応じた妊婦一般健康診査受診票を新しい住所地の役所でお受け取りください。(大阪市の妊婦一般健康診査受診票は市外へ転出された後は使用できません)
小・中学校に通うお子様がおられる方	通学しておられた学校で転退学の届出をし、在学証明書・日本スポーツ振興センター共済加入証明書・転学児童(生徒)教科用図書給与明細書などを受領してください。 区役所での手続きはありません。 1階14番 窓口サービス課(就学) 電話 6930-9087	新しい住所地の役所で、転入届と同時に、在学証明書などを提示し、就学通知書をお受け取りください。 転入される学校には、就学通知書と前の学校で受け取られた在学証明書などの書類を提出してください。 引き続き城東区内の学校へ通学を希望される方は必ずお申し出ください。
介護保険証をお持ちの方	介護保険証を返還してください。なお、要介護認定を受けておられる方は、受給資格証明書をお渡しますので、手続きを行ってください。 1階 17番 介護保険・高齢 電話 6930-9859	新しい住所地の役所で、要介護認定を受けておられる方は、受給資格証明書を提出し、認定継続の手続きを行ってください。 詳しくは、転入届の時にお尋ねください。

☆「住民基本台帳カード・個人番号カードの継続利用について」☆

他市町村より転入届をされた方が有効な住民基本台帳カード又は個人番号カードをお持ちの場合、一定の条件のもと、転入先の市町村でも継続して利用することができます。(手続き時に暗証番号が必要です。) 継続利用できる条件や手続きの詳細については転入先市町村にお問い合わせください。

☆「転入届・転出届の特例について」☆

(住民基本台帳カード・個人番号カードをお持ちの方に限る)

特例転出届(転出証明書を要しない届出)をされた方については、新住所地の市町村で特例転入届をしていただくことになります。ただし次の場合、原則、転出証明書の取得が必要となります。

○転出予定日から30日を経過した日または転入した日から14日を経過した日のいずれか早い日以降に転入届が行われた場合。

※なお、特例転入届には住民基本台帳カード又は個人番号カードが必要です。

※特例転入届の詳細については転入先市町村にお問い合わせください。

※ご不明な点は各担当にお問い合わせください。